



神奈川県

かながわ困難な問題を抱える女性等
支援計画
(2024 (令和6) 年度～2028 (令和10) 年度)

神奈川県

ともに生きる 新



ともに生きる社会
かながわ憲章

KANAGAWA CHARTER for an Inclusive Society

困難な問題を抱える女性等が自立し、 安心して自分らしく暮らすことができる社会をめざして

皆さんは「女性の福祉」という言葉をご存じですか。

近年、女性が抱える課題はDVをはじめ、性暴力や性搾取等の被害、予期せぬ妊娠、不安定な就労状況や経済的困窮、社会的な孤独・孤立の問題など多岐にわたっており、女性が女性であるがゆえに課題が複雑化しやすい状況にあります。

これまで家庭内における暴力被害者や性暴力、性搾取等の被害者など、様々な困難な問題を抱える女性への支援は、1956（昭和31）年に制定された売春防止法を根拠に行われてきました。

売春防止法では「性行又は環境に照らして売春のおそれのある女子」を「要保護女子」と定義づけ、性道徳に反し社会の善良な風俗をみだす要保護女子を「補導処分」し、「保護更生」の措置を講ずることとされてきました。ここには、困難な問題に直面している女性の人権の擁護・福祉の増進の視点、つまり「女性の福祉」の視点はありませんでした。

2022（令和4）年、売春防止法は66年ぶりに改正され、2024（令和6）年4月からは、女性支援の考え方を抜本的に変える「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が施行されます。新たな法律では、その目的に「女性の福祉の増進」が初めて明記されました。女性がなぜそのような状況に至ったのか、表面的な事柄だけでなく本人の声に一生懸命に耳を傾けることで、「保護更生」の考えでは成しえない当事者の目線に立った本当の意味での「女性への支援」ができるのではないのでしょうか。これからは行政をはじめとした支援者には、当事者目線に立ち、女性の意思を尊重した支援を行うことが求められています。これは、本県がめざす「ジェンダー主流化」、「当事者目線主流化」の考え方と軌を一にするものです。

県は、こうした考え方に立って、困難な問題を抱える女性やDV被害者を包括的に支援するため、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」に基づく基本計画と、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に基づく「かながわDV防止・被害者支援プラン」の改定と合わせた一体的な計画として、「かながわ困難な問題を抱える女性等支援計画」を策定することとしました。困難な問題を抱える女性に寄り添い、つながり支えることで、少しでも不安を取り除き、困難な問題を抱える女性等が自立し、安心して自分らしく暮らせる社会の実現をめざします。

この計画の策定に当たっては、神奈川県男女共同参画審議会や、神奈川県DV対策推進協議会の委員の皆様をはじめ、多くの県民の皆様、関係団体、県議会から貴重なご意見やご提案をいただきました。皆様のご協力に深く感謝を申し上げます。

「いのち輝くかながわ」の実現に向けて、計画の着実な推進を図ってまいりますので、引き続き、皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

2024（令和6）年3月

神奈川県知事 黒岩祐治



目 次

第1章	女性支援事業の経緯と今日的意義	1
第2章	計画の基本的な考え方	4
1	計画策定の趣旨	4
2	計画の性格	5
3	計画の期間	5
4	計画に関する評価と公表	5
第3章	困難な問題を抱える女性の状況及び取り組むべき事項	8
1	困難な問題を抱える女性の状況	8
2	重点的に取り組むべき事項	28
第4章	計画の内容	32
1	基本目標	32
2	基本理念	32
3	対象地域	34
4	対象者の考え方	34
5	重点目標	35
6	支援の体制	36
7	施策の体系	42
8	具体的な取組み	46
9	数値目標	66
第5章	推進体制	68
1	神奈川県男女共同参画審議会	68
2	神奈川県共生推進本部	68
3	かながわ困難な問題を抱える女性等支援調整会議（仮称）	68
参考		70
1	女性等が抱えるそれぞれの問題の状況	70
2	支援の状況	87
3	当事者調査による困難な問題を抱える女性の状況（クロス集計データ）	107
資料編		123